

公有水面埋立法

1. 案内情報

- 手続名 : 埋立地の用途と異なる利用の許可
手続根拠 : 公有水面埋立法第29条第1項
手続対象者 : 埋立地の所有権者又はその一般承継人
提出時期 : 埋立地の用途と異なる利用をしようとする時
提出方法 : 用途変更許可申請書を作成し、免許権者である都道府県知事又は港湾管理者に提出してください。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 公有水面埋立法施行規則第14条第2項で規定する図面部数については、提出先にお問い合わせ下さい。
申請書様式 : 用途変更許可申請書
記載要領・記載例 : 公有水面埋立法施行規則別記様式第九による。
なお個別詳細な要領等については、都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
受付時間 : 同上
相談窓口 : 同上

3. 手続情報

- 審査基準 : 公有水面埋立法第29条第2項
標準処理機関 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局
お問い合わせ下さい。
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)